

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表長期入院料の項金額の欄中「入院期間」の次に「（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間をいう。）」を加え、「（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院をいう。）」を削り、同表中

「

非紹介患者初診加算料	1件につき2,300円
------------	-------------

を

」

「

初診時選定療養費	初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初診をいう。）1件につき 5,000円
再診時選定療養費	再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。）1件につき 2,500円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(提案理由)

令和2年度の診療報酬改定の内容に即し、軽症患者におけるかかりつけ医受診を推進することにより、医療機関の機能の分化や病院勤務医等の負担軽減を図り、もって医療機関本来の機能を果たすため、本条例の所要の改正をしようとするものである。